

自営業者は事業のリスクをとって利益拡大を目指す事業主体であり、経済的に自立した存在です。よって基本的には自営業者は被扶養者の対象外と考えられます。しかし、稼ぎ儲けるための事業というよりはわずかな生活費を得るために事業を行っているケースもあり、被保険者の援助がなければ生計を維持できない方もいます。このような自営業者に限り、形式要件を備えていれば、認定審査の対象となります。

■収入および経費に関する考え方

自営業をしている方は総収入から直接的経費（必要最小限の経費）を差し引いた収入額で判断します。なお当健保組合が認める経費は、税法上とは異なります。

総収入－直接的経費（健保組合が認めるものに限る）＜ 収入基準 130 万円※

※60 歳以上の方または障害年金を受給できる程度の
障害者の方の年収は 180 万円

当組合が認める「直接的経費」一覧

売上原価	○	
給料賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	※1
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	※1
旅費交通費	△	※2
通信費	△	※1
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	※3
福利厚生費	×	
雑費	×	
専従者給与	×	
青色申告特別控除	×	

※1 自宅と事業所が別→○ 自宅兼事業所→50%まで認める

※2 収支台帳等、明細があるときに限り認める。但し通勤に伴う経費は認めません。

※3 収支台帳等、明細があるときに限り認めます。但し自宅用は経費として認めません。

☆社会通念上妥当性を欠くことと認められる場合

上記の条件を満たしていても、総合的にみて合理的でない場合は認定できないこともあります。